

地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 風の木苑 重要事項説明書

令和6年10月1日現在

1 事業者(法人)の概要

名 称 ・ 法 人 種 別	社会福祉法人 永幸福社会
代 表 者 名	理事長 米澤 義一
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住 所) 熊本市東区西原一丁目11番63号 (電 話) 096(385)1888 (FAX) 096(385)1886

2 事業所(ご利用施設)

施 設 名	地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム 風の木苑
所 在 地 ・ 連 絡 先	(住 所) 熊本市東区西原一丁目11番63号 (電 話) 096(385)1888 (FAX) 096(385)1886
事 業 所 番 号	4390100602
施 設 長 の 氏 名	石橋 志穂

3 施設の目的及び運営方針

- (1) 施設は入所者一人ひとりの意志及び人格を尊重し、入所者への地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活の復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことができるように、支援することを目指します。
- (2) 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭と結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) その他

事 項	内 容
施設サービス計画の作成及び事後評価	介護支援専門員が、入所者の直面している課題等を評価し、施設サービス計画を作成します。サービス提供の目標や具体的方法等を記載した計画書を入所者又は家族に説明の上交付します。また、科学的介護の推進に伴い実施するPDCAサイクルの中でご利用者の状態やケアの実績を厚生労働省へデータを提出し、現場にフィードバックされた結果をもとに、より質の高いケアサービスを提供します。
従 業 員 研 修	施設研修計画に基づき全従業員対象の研修を実施します。また、ユニットリーダー研修修了者が2名以上在籍しています。

4 施設の概要

(1) 構造(短期入所生活介護事業所含)

敷 地		1469.91m ²
建物	構 造	鉄筋4階建て
	延 べ 床 面 積	2215.29m ²
	利 用 定 員	入所29名(短期入所5名)

(2) 居 室

居室の種類	室数	面積（一人あたりの面積）			備考	
ユニット型個室 (4ユニット)	34室	最小13.22㎡				
		2階フロア	椿ユニット	9室(9名)	榎ユニット	8室(8名)
		3階フロア	楓ユニット	9室(9名)	柊ユニット	8室(8名)

(3) 主な設備(短期入所生活介護事業所含)

居室の面積	室 数	面 積	備 考
食堂及び 機能訓練室	4	1ユニット 35.12m ²	
浴室(総面積)	4	30.91m ²	特殊浴槽 1台設置
医 務 室	1	12.09m ²	

5 施設職員体制(短期入所生活介護事業所含)

従業者の職種	人数 (人)	区分				常勤換算後の人数(人)
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
施 設 長	1		1			1
生 活 相 談 員	1		1			1
介 護 職 員	16以上	16以上				16以上
看 護 職 員	1以上	1以上				1以上
医 師	1			1		
管 理 栄 養 士	1	1				1
機能訓練指導員	1		1			1
介護支援専門員	1		1			1

6 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間(8:30～17:30) 常勤で勤務
生活相談員	8:30～17:30
介護職員	24時間体制
	日勤(7:00～19:30) の8交替でお世話いたします。
	夜勤(20:50～ 7:10)
看護職員	日勤(8:30～17:30) 他
医師	週1回
管理栄養士	8:30～17:30
機能訓練指導員	8:30～17:30
介護支援専門員	8:30～17:30

7 施設サービスの内容と費用

(1) 介護保険給付対象サービス

＜サービス内容＞

種類	内容
食事	朝食:8時00分 昼食:12時00分 おやつ:15時00分 夕食:17時30分 上記の時間を目安にしますが、これ以外の時刻でも入所者の状況に応じて提供いたします。
入浴	週2回以上の入浴又は清拭を行います。 寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
着替え、整容等	個人としての尊厳に配慮し、着替え・整容等メリハリのある支援を行うように配慮します。シーツ交換は週1回以上、汚染時は適宜交換します。
機能訓練	普段の生活の中で入所者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
健康管理	嘱託医師による週1回の診察日を設けます。診察日以外でも心配のときはいつでも診察を受けつけます。また、協力医療機関による年1回の検診により、入所者の健康管理に努めます。外部の医療機関に通院する場合は、その介添えについて出来る限り配慮します。
レクリエーション	季節ごとのレクリエーションをします。
相談及び援助	入所者とその家族からのご相談に応じます。

<費 用>

ご利用者負担は原則として「介護保険負担割合証」に基づき負担となります。介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、介護報酬の全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。サービス提供証明書及び領収証は、後に利用料の償還払いを受けるときに必要となります。

<料 金>

①介護サービス費(1日につき)

要介護 1	6,820 円	要介護 2	7,530 円	要介護 3	8,280 円
要介護 4	9,010 円	要介護 5	9,710 円		

②加算等(1日につき)

日常生活継続支援加算Ⅱ 460 円	看護体制加算Ⅰ 120 円	看護体制加算Ⅱ 230 円	夜間職員配置加算Ⅱ 460 円
科学的介護推進体制加算Ⅰ 400 円/ 月 月	科学的介護推進体制加算Ⅱ 500円/ 月	外泊時費用 2,460 円	初期加算 300 円
再入所時栄養連携加算(1回限り) 2,000 円	退所前後訪問相談援助加算 4,600 円	退所時相談援助加算 4,000 円	退所前連携加算 5,000 円
退所時情報提供加算 2,500 円	退所時栄養情報加算 700 円	高齢者施設等 感染対策向上加算Ⅰ 100 円/月	高齢者施設等 感染対策向上加算Ⅱ 50円/ 月
新興感染症等施設療養費 2,400 円/ 日	経口移行加算 280円/	経口維持加算Ⅰ 4,000 円/月	経口維持加算Ⅱ 1,000 円/ 月
栄養マネジメント強化加算 110 円	口腔衛生管理加算Ⅰ 900円/ 月	口腔衛生管理加算Ⅱ 1,100 円/月	療養食加算 60 円 (食毎)
看取り介護加算(Ⅱ-①) 720 円	看取り介護加算(Ⅱ-②) 1,440 円	看取り介護加算(Ⅱ-③) 7,800 円	看取り介護加算(Ⅱ-④) 15,800 円
褥瘡マネジメント加算Ⅰ 30 円/ 月	褥瘡マネジメント加算Ⅱ 130円/ 月	自立支援促進加算 2,800 円/ 月	安全対策体制加算(1回限り) 200 円
生産性向上推進体制加算Ⅰ 1,000 円/ 月	生産性向上推進体制加算Ⅱ 100円/ 月	認知症チームケア推進加算Ⅰ 1,500 円/ 月	認知症チームケア推進加算Ⅱ 1,200 円/ 月

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・(一月につき)サービス合計単位数×140/1000

③居住費・食費

負担段階	対象者	居住費	食費	負担合計
利用者負担 第1段階	市町村民税世帯非課税及び老 齢福祉年金を受給している方	880 円	300 円	1,180 円
利用者負担 第2段階	市町村民税世帯非課税で あって、課税年金収入合計と 合計所得金額の合計が80万 円以下の方	880 円	390 円	1,270 円
利用者負担 第3段階①	市町村民税世帯非課税で あって、課税年金収入合計と 合計所得金額の合計が80万 円以上、120万円以下の方	1,370 円	650 円	2,020 円
利用者負担 第3段階②	市町村民税世帯非課税で あって、課税年金収入合計と 合計所得金額の合計が120万 円以上の方	1,370 円	1,360円	2,730 円
利用者負担 第4段階以上	市町村民税課税世帯	2,066 円	1,500 円	3,566 円

※上記の利用者負担段階に該当するためには市町村からの「介護保険負担限度額認定証」が必要です。認定証に記載された負担限度額が利用者負担となります。

※食費の内訳は朝食:300円、昼食600円、夕食600円となります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

特別な食事	利用者の希望や必要に応じて、特別な食事を提供した場合 (酒、嗜好品、栄養補助食品を含みます)	実 費
理容・美容	理容師及び美容師の出張サービス	実 費
電 気 代	居室に家電製品を持ち込まれた場合(1製品につき)	1日 50円
貴重品の管理	利用者の日常生活に要する実費(日用生活品の購入代金等)を 支払う為の小口現金及び、各種保険等の証書類をお預かりしま す。	1日 30円

(3) 入院又は外泊された場合の対応について

入院又は外泊時に居室の確保を希望される場合、居住費は徴収させていただきます。減免対象者の方(利用料段階1段階～3段階)は、外泊時費用算定時(1ヶ月につき6日以内、複数の月にまたがる場合は最大12日)は通常の負担限度額を、それ以外の期間は、1日2,066円のご負担になります。

① 3ヶ月以内に退院される場合

3ヶ月以内にされる場合には、居室を確保できます。医療の提供を但し、特に必要とする場合など、施設の受け入れが困難な時には、入所をお断りする場合があります。

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、居室を確保することはできません。
また、この場合には契約を解除する場合があります。

8 利用料等のお支払方法

毎月15日までに、前月分の利用料等を利用明細書により請求いたします。請求月の末日までに下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

① 口座からの自動引き落とし(手続き書類を事務がお渡しします。)

② 指定口座への振り込み

肥後銀行 健軍支店 普通預金 1773171

フリガナ フク) エイコウフクシカイ

口座名義 社会福祉法人 永幸福祉会 理事長 米澤 義一

※入金確認後、領収書を発行します。

9 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当施設苦情等相談窓口	管理者	石橋 志穂	
	住 所	熊本市東区西原一丁目11番63号	
	電 話	096(385)1888	
	F A X	096(385)1886	
	受 付	月曜～金曜(8:30～17:30)	
	面接場所	特別養護老人ホーム 風の木苑	
	上記以外でも緊急の場合は受付けます。		
熊本市高齢者支援部 介護事業指導課	改善が見られない場合や対応に不満があるときは、市町村の担当窓口にご相談できます。		
	住 所	熊本市中央区手取本町1番1号	
	電 話	096(328)2793 直通	
熊本県国民健康保険団体連合 会介護サービス苦情相談窓口	市町村で対応できないことや利用者が特に望む時は、国民健康保険団体連合会に相談や苦情の申し立てができます。		
	住 所	熊本市東区健軍一丁目18番7号	
	電 話	096(214)1101	
	F A X	096(214)1105	
	受付時間	9:00～17:00(土・日・祝日休み)	
熊本県福祉サービス 運営適正化委員会	住 所	熊本市中央区南千反畑町3-7	
	電 話	096(324)5454	
風の木苑第三者委員	氏名	濱崎 利明	田口 慶治
	連絡先	096(382)2338	382-4330

※ 苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進する為第三者委員を設置致します。福祉サービスに関する苦情等を第三者委員に相談する事が出来ます。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「特別養護老人ホーム風の木苑消防計画」にのっとり対応を行います。
避難訓練及び 防災設備	別途定める「特別養護老人ホーム風の木苑消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者方も参加して行います。

避難訓練及び 防災設備	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉	4箇所
	避難階段	2箇所	屋内消火栓	あり
	自動火災報知器	あり	ガス漏れ探知機	あり
消防計画等	熊本市健軍消防署への届出日:平成23年9月12日 防火管理者:石橋 志穂			

11 協力医療機関等

医療機関	病院名及び所在地	聚楽内科クリニック 熊本市東区西原1丁目11番31号
	電話番号	096-387-2277
	診療科	内科
医療機関	病院名及び所在地	熊本赤十字病院 熊本市東区長嶺南2丁目1番1号
	電話番号	096-384-2111
	診療科	救命救急センター他
	入院設備	あり
医療機関	病院名及び所在地	西日本病院 熊本市東区八反田3丁目20番1号
	電話番号	096-380-1111
	診療科	内科、循環器科、神経内科、脳神経外科他
	入院設備	あり
医療機関	病院名及び所在地	表参道吉田病院 熊本市中央区北千反畑町2-5
	電話番号	096-343-6161
	診療科	内科・循環器科・呼吸器科・消化器科・アレルギー科・放射線科・リハビリテーション科
	入院設備	あり
医療機関	病院名及び所在地	翼ハロー歯科診療所 熊本市東区画図町重富529-1
	電話番号	096-243-0043
	診療科	歯科

12 施設の利用にあたっての留意事項

来訪・面会 (10:00～17:00)	来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度、職員に届け出てください。 来訪者が宿泊される場合には、必ず許可を得てください。
外出・外泊	外出・外泊の際には、前日までに届出の提出をお願いします。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。入所者又はご家族の責任により、設備の損傷や修理交換が必要になった場合、費用をご負担頂く場合があります。退室の際は原則すべてのお荷物はお持ち帰りいただきます。又、お荷物の処分はお受け致しかねますのでご了承ください。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はお断りします。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はお断りします。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

13 人権擁護と高齢者虐待防止について

ご利用者等の人権・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 身体拘束について

- ① 施設サービスの提供に当たっては、身体拘束適正化の為の指針に従い、ご利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ② 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、ご入所者またはその家族に対して事前に口頭及び文書による説明を行い、併せて文書による同意を得ます。

(2) 虐待の防止について

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。
- ② 虐待防止に関する責任者 施設長 石橋志穂
- ③ 年2回以上の研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ④ 虐待、もしくはその可能性を含めた事例が発生した場合は、速やかに責任者及び市町村に通報するものとします。

(3) ハラスメントについて

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 男女雇用機会均等法におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、従業員に対する ハラスメント指針の周知、啓発、従業員からの相談に応じ、適切に対処するための体制の整備、その他 ハラスメント防止のための措置を講ずるなど、対策に取り組みます。

14 業務継続計画(BCP)の策定等

大地震等の自然災害、感染症のまん延等、あらゆる不測の事態が発生し ても事業を継続できるような計画(BCP)を策定し、研修の実施、訓練を定期的に行います。

15 秘密保持、個人情報の利用

- (1) 事業所及び従業員は、正当な理由がない限り、利用者及び利用者の家族について知りえた秘密を漏らしません。
- (2) 当事業所は、従業員が退職後、在職中に知りえた利用者及び利用者の家族についての秘密を漏らすことのないように必要な措置をとります。
- (3) 介護サービスの提供のためには、サービス担当者会議等で、必要な範囲内で個人情報を用います。又、必要な場合は、主治医、歯科医師の意見を求めることがあります。

16 賠償責任

- (1) 施設は、サービス提供に当たって故意又は過失により、入所者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、入所者に故意又は過失が認められ、かつ入所者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められた場合には、損害賠償額を減ずることができるものとします。
- (2) 施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。
 - ① 入所者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ② 入所者が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
 - ③ 入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

当事業者は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事 業 者	住 所	熊本市東区西原一丁目11番63号
	事業所(法人)名	社会福祉法人 永幸福社会
	施 設 名	特別養護老人ホーム 風の木苑
	代 表 者 名	施 設 長 石橋 志穂 印
		(契約担当者)
	説 明 者	職 名 生活相談員
		氏 名

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人福祉施設のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利 用 者	住 所
	氏 名

身元引受人	住 所
	氏 名